

地方公営企業会計制度等研究会（第6回）

1 開催日時等

- 開催日時： 平成21年12月1日（火）13:00～15:00
- 場 所： 総務省地下2階 会議室1
- 出席者： 鈴木座長、泉澤委員、林委員、保科委員、
森委員、森田委員、山下委員、
細田大臣官房審議官、佐々木公営企業課長、
井上公営企業経営企画室長、平川地域企業経営企画室長 他

2 議題

- (1) みなし償却の廃止について
- (2) 繰入金の収益化について
- (3) 退職給付引当金（退職手当組合）について
- (4) たな卸資産の時価評価（低価法）の義務づけについて
- (5) リース会計について
- (6) 資本制度について
- (7) 地方公営企業会計制度等研究会報告書について

3 配布資料

- （資料1） 地方公営企業会計制度等研究会報告書（骨子案）
- （資料2） 中間論点整理（素案）に対する地方公共団体意見
- （資料3） 公営企業における会計処理の現状についての調査結果

4 出席者からの主な意見

- (1) みなし償却の廃止について
 - ・ 補助金等を負債に計上することは如何か。償却資産の取得に伴い交付されるものであるから、純資産に計上するべきである。
 - ・ 補助金等を負債に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化するという独法の会計処理は、独法が、公費を多額に繰入れて運営される団体という特徴を踏まえたものである。
 - ・ 補助金等を純資産に入れることとすると、損益がわかりにくくなるため、独法・地方独法では、見返勘定として工夫し、負債に計上することとされたものであり、公営企業においても、独法方式を採用することにより、その経営成績が外部に分かりやすくなるのではないか。

(2) 繰入金の収益化について

- ・ 建設改良費等企業債に係る元利償還金に対する繰入金について、毎年の繰入額と減価償却の乖離が大きい公営企業は負債計上した上で減価償却に伴って収益化し、当該乖離が大きい公営企業は全額その年度に収益として計上するという処理方法には賛成である。
- ・ ただし、その判断を個々の公営企業に委ねるのであれば、何らかの具体的な基準が必要ではないか。

(3) 退職給付引当金（退職手当組合）について

- ・ 自己都合退職の期末要支給額による算定方法でも、負債がきちんと計上されることになるのか。
- ・ 退職手当組合に負担金を支払っている場合でも、新地方公会計と同様の会計処理により、退職給付引当金を計上するという考え方には賛成である。

(4) たな卸資産の時価評価（低価法）の義務づけについて

- ・ 事務用消耗品等の販売活動及び一般管理活動において短期間に消費されるべき貯蔵品等、当該金額の重要性が乏しい場合には時価評価を行わないことができるとする考え方は、費用対効果の観点から必要だろう。

(5) リース会計について

- ・ 中小規模の公営企業の取扱いを考えているようだが、その他の会計基準でも中小企業会計基準によることとすべきものはないのか。

(6) 資本制度について

- ・ 地方の自主性を尊重する観点から、地方公営企業の経営判断の余地を拓けるのはよいが、例えば積立金について、議会等のチェックがかけやすい仕組み等を検討していただきたい。

(7) 地方公営企業会計制度等研究会報告書について

- ・ セグメント情報の開示について、特定の経費に係る一般会計の負担を明確にする必要がある場合に、積極的に区分することは適当である。
- ・ 独法・地方独法では「原則企業会計原則による」となっているが、公営企業会計基準については、企業会計原則連動ではなく、公営企業としての基準を明確に規定をしていただきたい。
- ・ 今後、企業会計原則において資産除去債務の導入等が予定されているなど、影響が大きいため、企業会計原則に連動しない仕組みとする必要がある。
- ・ 経過措置は3年程度が良いのではないかと考える。